

別紙

契約単価改定書

(価格変更の指標)

「流通段階における LP ガス価格推移（小売業者から最終消費者）」（日本 LP ガス協会）など、一般的に公正に調査、公表され、かつ市場価格を適正に反映していると認められる小売り市況に関する調査価格（以下「指標価格」）とし、いわゆる仕切り価格などは除く。

(変更単価の決定方法)

契約締結時の上記の指標価格に 1 m³あたり 5 円以上の指標価格の増減があった場合に協議できるものとする。変更単価は、原則、協議を行った翌月の 1 日からの適用とする。